

平成28年度 第3回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成28年6月10日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成28年度 第3回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成28年6月10日（金）

●開会時刻 午前11時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實
4番 井手上治己 5番 尾家富千代 6番 柳葵
7番 久保良作 8番 上田静可 9番 中林敬

以上9名出席

●欠席委員 10番 梶谷廣美

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 中尾司
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 岡田健司

●関係者

●議事事項 協議第1号 高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）
実施要領の一部改正について
協議第2号 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の
実施について
報告第3号 平成28年度全国農業委員会会長大会参加報告につ
いて

●議事内容 次のとおり

*****午前11時03分 開会*****

事務局（岡田健司）

おはようございます。定刻となりましたので、平成28年度第3回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日の出席委員9名、欠席委員1名、欠席委員10番梶谷廣美さんです。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。それでは、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。

今、梅雨の中休みで会議にはもったいないようないい天気ですけども、協議事項2件、報告1件ということですので、皆さんの御協力のできるだけやらせていただければと思います。それではよろしくお願いします。

事務局（岡田健司）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、5番、尾家委員、9番、中林委員にお願いします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしくお願いします。

議長

皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、天気もそれこそいい天気になりまして皆さん忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。それでは次第に沿って行いたいと思います。協議第1号、「高野町農業委員会農地パトロール利用状況調査実施要領の一部の改正について」事務局より説明お願いいたします。

事務局（岡田健司）

協議第1号「高野町農業委員会農地パトロール実施要領の一部改正について」、別件のとおり実施要領の一部を改正したいので協議願いたい。

平成28年6月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページをごらんください。新旧対照表と実施要領が出ております。高野町農業委員会農地パトロール実施要領の一部改正についてですが、第2条の農地パトロール月間が改正する部分です。以前は7月から11月となっておりますが、今回の改正で6月から9月に変更しております。以上です。

議長

ただいま委員より説明ありましたが、御意見などございませんか。ないですか。

各委員 (「はい」の声あり。)

議長 異議がないようですので、協議第1号について同意したいと思います。
続きまして、協議第2号「農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施について」事務局より説明、お願いいたします。

事務局 (岡田健司)

協議第2号「農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施について」別紙実施要領に基づき、平成28年の農地利用状況調査を実施するので協議願いたい。

平成28年6月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

昨年に引き続き本年度も農地利用状況調査を行います。

お手元に実施方法・実施要領・調査票・図面をファイルで配付しております。

今回の調査の結果、農地法32条1項に記載されている1号及び2号農地に該当した場合は利用意向調査を実施いたします。利用意向調査は9月から11月末までに実施する必要があることから、利用状況調査は9月の定例会までに提出していただきますようお願いいたします。提出いただいた地区から順次利用意向調査を実施いたします。

なお平成28年度より農地法の改正に基づき農地法36条1項に記載されている遊休農地の課税が強化されます。課税強化の手法としましては、通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格に0.55を乗じておりますが、遊休農地につきましては0.55を乗じないこととなります。結果として固定資産税の評価額は1.8倍になります。以上です。

補足としまして状況調査の賃金なんですけれども、1日8,000円で計算いたしまして7日分支給いたします。1日は最大で8時間までで7日分、それを超える場合はまた個別に農業委員会に御相談ください。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明ありましたが、御意見御質問などございませんか。

はい、どうぞ。

事務局 (門谷佳彦)

先ほど事務局のほうから説明させていただいたとおり、なお書きのところが平成28年度の農地法改正となっておりますが、本来は平成29年の税制改正において従来の農地の課税の仕組みが先ほどの説明のとおり0.55、いわゆる農業振興地域内に限って純農地という扱いで今までなりましたので、その分が軽減されてた分に関して農地法第36条第1項というのは、農地中間管理機構に対して勧告する旨の通知を行ったものになりますので、この課税強化の対象となるのは農業振興地域内の農用地でかつ遊休農地

の1号または2号になりその1号、2号について利用意向調査を行った結果、利用意向のとおりなされない場合または返答、回答がない場合において農業委員会から中間管理機構に対して36条1項で農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を行っての通知を行った場合のみ課税強化の対象となりますので、全ての遊休農地が課税強化になるというものではございませんので、農業委員会から機構に対して勧告をした時点をもって農業委員会から市町村の税務課のほうにこの農地について勧告をいついつづけで行ったという通知になった分で、平成29年の1月1日付加日現在において勧告された分に関して課税をするというふうな仕組みになっております。

詳細につきましては、別添のとおり課税強化の仕組みの書類をつけておいたと思いますので、赤線引いたやつ、こちらのほうにざっとまとめたものがお手元にお配りしております調査ファイルのところについております。

その1枚1枚めくっていただきますと、最初に利用状況調査その1個前です。これが毎年やってもらってる農地利用状況調査から農地利用意向調査に対する農地法の枠組みというふうになってます。

従来のところの一番最初にあります毎年1回農地の利用の状況を調査しますということについては、いわゆる農地法第30条の今回皆様をお願いしております農地利用状況調査でございます。

その後、利用状況調査の結果、32条という条文の中で、1号、2号という農地で現に耕作をされて・・・とか周りにその他の農業所の利用にとかという、いわゆる遊休農地の項目に当てはまる分については32条で意向調査をなさい、というふうに法文化されておまして、その選択肢としてはみずから耕作するとか中間管理事業を利用するとか、自分で誰かに貸し付けてる相手を探すとか、農地所有者代理事業、いわゆる農協さんが事業団体になってる部分で、利用者を探してもらう。

それでその他農業上以外のものを利用する5項目を書きいただく調査を行います。これが9月までに出していた結果をもとに対象となる人に送ります。

そのあと6カ月までに意思どおりなされているかどうか確認した上でそのとおりになされていない場合については、農業振興地域に限りますが36条で中間管理権との協議設定の勧告を行ったこの時点をもって課税強化の対象になります。

この中間管理機構へ勧告する農地については先ほどから申しております、農業振興地域にある農業農用地に限るとなってます。

なぜそれになってるかということと中間管理機構に関する法律の中で、中間管理機構が取り扱う農地については農業振興地域の整備に関する法律に基づく第6条の農地であると書いてあるのは農業振興地域内の農地だけですよという規定になっている関係上、こういうふうになります。

その後、裁定請求とか云々かんぬんがあって・・・知事の裁定とかというふうに農地法上の枠組みはこうなっております。今回からことしの29年の調

査から・・・勧告を行った、この課税強化という次のページに載せております。これが課税強化の云々です。それで通常純農地というふうな扱いなので限界収益率0.55というのを課徴してある分がなくなるので実質的に1.8倍ぐらいの農地に係る固定資産税になるということです。

これは29年度から実施して毎年1月1日の課税になりますので29年1月1日時点の勧告行えた分から反映されるということです。

3ページあとめくっていただいたら中間管理機構に貸し付けた農地に、今度は逆に貸し付けた人に対してもメリットがあるようにこの分の農地に対する課税が一部軽減されるという仕組みがございます。

これは中間管理機構に貸し付けた農地を10年以上貸し付けた者であるとか、そういうふうなことでいろいろによって2分の1、5カ年になったり3カ年になったりということが、あわせてございます。そういうこともあります。最終今回の利用状況調査の結果をもとに意向調査を行って、その後その状況に応じて6カ月あとの追跡を行ったのちに次の不勧告のするとかせんとかということをしていく予定となっておりますので、例年の日数よりもかなり前倒しで調査を行っていただいております・・・ことが7月から11月を6月から9月というふうにして、9月の時点から利用意向調査を行って、とりあえず28年以内に利用意向調査の結果集計までしていきたいというところで、最終的に勧告とかどうこの手続を今度以降できるようにと計画をしているところで、御協力お願いいたします。以上でございます。

議長 事務局より説明ありましたが、何か質問ございませんか。何か聞きたいことないですか。聞きたいいうか質問ございませんか。

井阪委員 1番、井阪です。
これ調査した後、勧告するのは役場からまた封書で出してくれるんですか。

事務局（門谷佳彦）

流れとしてはまず現地での調査、一番この枠組みと書いてあるこの分のこちらの部分を委員さんをお願いします。その結果について事務局で集計をして毎年、遊休農地になりましたということを議案で審議させていただきますので、そのときにここは遊休農地ですねという議案審議をしたのちに、その対象者名簿を持って利用意向調査いわゆる32条の調査を事務局から対象となる所有者等に郵送で送ります。それを郵送した結果が返ってきた後、そこから6カ月後どうなっているかということもあわせて事務局で確認することを今前提基本として考えておりますが、数が多い場合やったら担当地区の農業委員さんとともに一緒に行くこともあわせて考えていこうと思っておりますので、その際は御協力いただきたいと思います。

その結果利用の意向状態が申告していただいた内容と異なっていないかどうか、異なっていた場合については次に行う36条の中間管理権の取得に関

する協議の勧告を行います。農業振興地域に限りますけど、行って手続を進めていきますという予定です。

そこまでなかなか難しいと思うんですが、一応農地法的にこのようにしなさいというふうに農林水産省からも強く指導があることでございますので、前年度もやってますし今年度もより強化になってますので、運用していかざるを得ないいうところがございます。逆にことしの利用状況調査でちゃんと草刈ってある程度で保全状態だったら、厳密に遊休農地にせずには保全管理状態ということで厳密にいうたらこの1号農地に当たりますけど、現に耕作されず今後も耕作する見込みのないところは1号に挙げなさいよとなっておりますけど、保全管理をして何かしてたらそれはいいかなと個人的には思うんですけど、近隣の市町村の農業委員会の人に聞いても厳密に物差し当てるとかなりしんどいんで、ちょっと保全管理してたらもう遊休農地というたものかわいそうやでというのもあるという御意見もあるみたいなんで、その辺またちょっとお話して行って最終的なリスト調整していかんとあかんかなと思っておりますので。これする目的として国は、農地中間管理機構というのを設定したんですけど、全国的に余り活用されてないということもあるし、それで和歌山県も特にされてないこともあるのでより活用できるようにというふうにこんなこと考えておるみたいなんです。以上です。

下名迫委員 3番、下名迫です。

利用意向調査で農地中間管理事業を利用するかで、利用すると書いたらどんなことになってくる。

事務局（門谷佳彦）

すると書くとまず35条1項で農地中間管理機構等による協議の申し入れとあるんです。意向調査で返ってきたら。そのときに農業委員会は意向調査を行った場合その所有者等からの中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったときは、中間管理機構に対して通知を行いなさいとなっておりますので、行います。行った後そこで和歌山県の中間管理機構というところが、この農地を借り受けるか借り受けられないかという審査をするんです。これやったら借り手さん見つかると思ったら、借りに来るんです。中間保有して。借り手さんとマッチングして借りてくれるということなんです。大体は断られるケースだと思う。断られるケースとしたら和歌山県の農地中間管理機構の事業規定というのがあって、事業規定は遊休農地とか要は道がないところの農地に関しては受けませんというふうに規定されておるんです。実質的に少ないと思うんですけど。もうほとんど受けれへんと言うてるのと一緒なんですけど。今回その機構に対して協議の申し入れを行う際に、市町村の農業委員会のほうでここの農地はぜひとも誰かに貸したって借りれるほどいいとこや。ちょっといいけど探してよと。全然ここ山で木は生えとるし、どないもならへんというような5段階ぐらいのランクをつけて出してくれというふ

うに言われてるんで、それを例えば単純に薪がが一んと生えとるようなこととか、そういうふうなことでバツとかいうふうに書いて出したりして、やるようにはなるんです。

中間管理事業使ったときのメリットというのは出し手側さんに国から一定の基準を満たせば交付金がもらえるんです。名前忘れたんですけど、交付金があってその反当たりで5,000円とかそんな安いもんですけど、出るのがあったりするんです。農地集積協力金ですか。そういうメリットがあるというぐらいです。

下名迫委員 状況調査で我々・・・そんなところでも中間管理を利用するでいけるの。

事務局（門谷佳彦）

出しても多分バツで。

下名迫委員 もちろんバツで返ってくる。

事務局（門谷佳彦）

恐らく中間管理機構から所有者に対してせっかく出してもうたんやけど、いろいろな規定に・・・こらえてくださいと多分通知くるんで、きのうも別の会議行ったんですけど、それふえたら今度それどないしたらいいやという話になって、国はそういうところはどんどん非農地化して非農地通知して整理せいとかと簡単に書いてあるんだけど、あながちそれも難しいようなところがあったりとか、きのう和歌山市さんからも言われたけど、せっかくいいところでも相続ちゃんとできてなくて、なかなかうまくいかないとか、中間管理機構で例えば交付金もらえるようにしようと思ったら、10年以上の白紙委任せなあかんとかいろいろ要件はあるんですけど、その最終・・・さんに言うみたいに・・・だから1号2号農地になるんです。そこを借りてってなかなか難しいところで、一番理想で言うたら中間管理機構はそういうところも借り受けてもうて、草刈りでもしていつでもいつでも借りれる状態を保った上で中間保有としてくれたら一番いいんですけど、そこまでなかなか中間管理機構としてもなかなかできないので、実際すぐ借りれそうなどこやったら相手がおっての話でしょうけど、なかなか難しいのは難しい違います。

そうなんですよ。うちとか特に難しいんです。紀の川沿いでも難しいという中であらまず集落内でおる農業者自体がこれから・・・拡大しようか希望拡大しようかという人って少ない中、なかなか難しいのとやっぱり基盤整理等してないさかい、ちょっとするんでも大変だとか水連れてくるだけでも大変なことかというのが多いさかいになかなか不利になりやすいというところなんです。そういうところを機構のこういう云々というのものもあるし、あとは中心となる形態というのを位置づけて人農地プランというのをつくって、誰に

今後この農地を任すとかというプランをつくっていったとかということもあるんですけど、難しいけどせなあかんというところですよ。

下名迫委員 昨年やったでな、封筒で送ったでな。

事務局（門谷佳彦）

送りました。それがちょうど6カ月たつのがちょうど今ごろなんです。この結果を6カ月でちょうど今回農地利用状況調査って回ってもうたら、そのとおりなってるかどうかという結果がもう必然とわかりますし、事務局のほうでも農業振興地域に関しては、農業振興地域でかつ機構を使いますというところに関しては重点的にうちのほうでも1回見に行こうかと、予定を7月の初めから7月中をめどにもうそんなに来る数ないんですけど、見て最終勧告するか否かという判断をせないかんなと思っておるところなんです。やっぱり去年の対象者って140件あったんですけど、そのうち7割ぐらいは返ってくるんですけど、3割ぐらいは返ってこないし送っても宛所不明で返ってくるという人がおるし。

下名迫委員 ちょいちょい聞かれるんよ。どない書いて出したらいいんですかて。

事務局（門谷佳彦）

そうなんです。だから書くほうも書く項目がもうないんです。要はみずからする・・・みずからもうしてるはずなんで、ないんで、その次になったら中間管理事業使いますか農地利用円滑化団体使いますか、自分で利用権の設定しますか、あとその他ぐらいしかなかったと思うんです。農業振興地域に限っては中間管理事業使いますという選択肢ができるんですけど、今言うたみたいに中間管理事業使うとやっても受けれへんと言われることもあると、受けれへんと言われた分に関しては遊休農地であつてもこの課税強化の対象になれへんのです。機構が断ったら。機構が断った場合はこの適用にはなりません。いい話なんですけど、そういうところあったら。

下名迫委員 管理事業を使えって。

事務局（門谷佳彦）

中間管理機構で断られて・・・やり方もあるかもしれん、最終的には将来非農地にしかならんと思いますけど。一応法律上は機構が断った場合はならないよというふうになっておるんです。ただ円滑化団体、農協さんのほうが使いますよというようなことに書かれる方とか農振地域以外で書かれる場合が多いんですけど、それは結構農協さんの事務局で聞くねんけど、書かれて送られても見つけられへんと言われるんです。円滑化団体は断ったところで課税強化の免除にはならんのです。その辺の違いが多少なりあるかなという

ところです。それは何でかというたら、中間管理機構というのは農業振興地域だけしか使えないので、そもそも0.55乗じてたんでそれを外すことによって課税強化になるんだけど、農振地域以外はもともと0.55乗じてないんで何てないんです。値段がかわらんということ、それでやってない、そういう仕組みです。

議長 ほかにないですか。どうぞ。

井阪委員 1番、井阪です。
 これ地図は前のままですか。

事務局（門谷佳彦）

航空写真に関しては平成28年度の事業で新しい航空写真を撮るように今、業務委託に向けて調整しておるところです。今年度の調査に限ってはまだ従来どおりの地図で申しわけないです。来年度平成29年調査の分からは恐らくですけど、恐らくというか多分確実なんですけど、新しいことし撮るんでことしの状態の航空写真になる予定です。

井阪委員 はい、わかりました。

事務局（門谷佳彦）

ただそこいろいろ線入っておる線については、地籍調査終わったところとかそういうところに関しては反映をしていくんですけど、地籍調査もそんなに行っていないので、ほとんどというか全く変わってないです。皆さん見ていただくところに関しては。写真に関しては来年の調査からいいのに、今の状況ともう違くないような写真になります。

井阪委員 はい、わかりました。

議長 ほかにないですか。何か聞きたいことあったら。

久保委員 7番、久保です。
 ことしのほうの調査については去年と同じような感じでいいわけ。

事務局（門谷佳彦）

やり方については従来どおりと変わりません。ただスケジュールが前からちょっと前倒しで後ろへ下がらしてもうたのと、期間が利用意向調査がちょっと事務局でする集計とかああいう関係上で少し短くなっておると、期間が短いんですけど手法というか要は見ていただく着眼点とか評価の仕方とかに関してとか調査の方法に関しては当初からお願いしてあるとおり変わってお

りませんので、内容については全く変わっておりませんので、従来どおりの手法で調査のほうよろしく願いいたします。・・・ところに関しては事務局1週間って言ってましたけど、従来どおりの期間というんですか、2週間分ですか、地区が広いんでそれはちゃんと確保できてますので、それは問題ございませんので、極端に1週間です。

久保委員 おじいちゃんなんかわからへんおじいちゃんもあるわけや、だからそれこそ。

事務局（門谷佳彦）

確かに筒香へ利用意向調査してでも返送率、宛所不明とか返ってくる率が一番高いんです。特に中下ですか、中下がほとんどでなかなか見つけるのが苦勞するぐらいのと。

久保委員 中下というたら・・・そういうその・・・の問題で昔から裁判があった地域なんです。

事務局（門谷佳彦）

おっしゃるとおり中下に関しては難しいです。台帳でも一応名前載ってるんですけど、とても今御健在の人のような名前じゃないです。何とかキチエモンとか。

久保委員 問題が出てきたときには事務局さんのほうへ電話しますんで。

事務局（門谷佳彦）

余り期待・・・できませんけど、またすいませんがよろしく願いいたします。またうちのほうでも、多分委員さんのほうがようわかってると思うんですけど、また御相談いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 もうないですか。ほかに何かあったら今のうちに今日は聞いといてもうたら。

事務局（門谷佳彦）

またやっとなる途中で例えば図面のほうも不備ないようにはしとるんですけど、ごくまれに重複する地区で抜けとることがある可能性あるんです。地図を出した関係でちよどこかぶって見えないとか聞くと、前回は辻本委員とか井手上委員からも御指摘あって、なかったよということあるんでもしそういうことがないようには確認もしておるんですけど、調査の過程でもしそれがあったら事務局まで御一報いただけましたら新しいちゃんと表示できる図面

をお送りしますので。

久保委員 7番、久保です。

調べていく中でこの地図なんですけど、地図が暗くて番地の番号がわかりにくいというのがあります。虫眼鏡で見てもわかりません。

事務局（門谷佳彦）

背景の色と地番の表示してる色が重複してるような色が確かにあるんです。その方法として例えばその部分わかりにくいぞというたら、要は航空写真出せへん状態の地図を出すことはできるんです。それをもしこのエリアわかりにくいと言うてくれたらそれを出して2枚・・・もらわなあかんですけど、そういうやり方で地番は表示できることはできます。

もしわかりにくかったらどうしてもわからんところあったらまたそない言うてくれたらそこだけ出してしますので。確かにやっぱり航空写真に印字せんとやっぱり調査のほうやりにくいですかね。もうわかるさかいに地形図のほうへ移したほうがいいとかあったら、来年から変えるというのも方法なんですけど。例えばAさんの家があってこの上の畑2枚ここやなってわかるのが航空写真のメリットなんです。だけど地形図にすると多分この家がAさんの家やけど、番地でしか見れないのでどっちがいいかという。

久保委員 番地がわからへん。

事務局（門谷佳彦）

僕は実際にそれも・・・のでどっちがやりやすいというのが現地行っていた委員さんのほうがいろいろあるんで、またその辺ももし御意見あったらまた言うてもらったらその地図をつけるなり変えるなりさせていただきます。また御指摘いただければと思っておりますので。

上田委員 8番、上田です。

道路や家屋ぐらいいもう変わってもとるので、いっつもそなん直しに・・・。

事務局（門谷佳彦）

登記が変わってて今国道370とか、開業してるどころデータがないんで法務局へそのデータをください言うて申請しとるんですけど、なかなかくれへんで、今申請中でそれ古いデータなんです。・・・の周辺とかもうむちゃくちゃ変わっとるでしょ。それ反映したやつ多分ちょっと前もうたときはまだちゃんと和歌山県になってなかったとか、登記終わってなかった状態やってもろても変わらへんのですよ。今変わったっていう話聞いたんで、それで申請してとりあえず著しく変わっとるのはこの管内で皆さんの調査の中で言うたら、花坂地区がむちゃくちゃ変わっとるところがあるんで、それに関し

ては今戻ってるんですけどそれがまだ消えへんので、恐らく来年の調査には新しい地図にはなると思いますが。

上田委員 消えへんやあれへんやん。

事務局（門谷佳彦）

トンネルの出口の真ん中に畑があったりとか、それはあったりして分筆できとるんやけど、なっていないというふうなんがあるんで、それに関しては随時事務局のほうで新しいやつ、もらえるやつはもらって行くんですけど、細川地区も地積は終わって、現場は終わっとんやけど絵として挙がっていない、まだ昭和のままです。実際は地目が変わっと思うあるんです多分細川、小学校から矢立の間はほぼ8割ぐらいなくなっと思うんです。でも載っ取るでしょ。登記簿のほうの見に行ったんですけど、まだ地籍調査による登記の変更ってかかってないんで、もろても同じデータしかくれへんので、何かいろいろ手続があるようで地籍の、今ですと2年ぐらいかかるみたいなんで、順次新しいデータ来たらその都度入れかえてますので。一応調査票の中は去年皆さん、事務局の間違いあったとか地番間違いとか宛名間違いというのを書いてあるやつを反映しておりますので、またそれでも間違ったらお手数ですがそこへ書いてください。直していきます。よろしく願いいたします。

議長 いいですか。

上田委員 主な建物のとこへ名前入れてくれたらあと見やすいんやけどな。

事務局（門谷佳彦）

名前ですか。それはすごく難しいです。上から雰囲気見たら役場の庁舎かなとかその辺……。ちょっと難しい。すいませんがよろしく願いします。

議長 いいですか、もう。

各委員 （「はい」の声あり）

議長 9月の定例議会のときに提出した。
次、報告3号「平成28年度全国農業委員会会長大会参加報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局（岡田健司）

報告第3号、「平成28年度全国農業委員会会長大会参加報告について」、このことについて平成28年度全国農業委員会会長大会に参加したので報告

する。

平成28年6月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページから会長大会次第と議案第1号議案から第5号議案、最後特別議案まで載っておりますので参照ください。

平成28年5月26日木曜日に東京都文京区のシビックホールで平成28年度全国農業委員会会長大会が開催されました。今回より柳会長及び事務局から岡田が参加いたしました。

第1号議案では農業委員会、農業委員会憲章が制定されました。

第2号議案では新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案が決議されました。農業委員会は意欲ある担い手を確保し、食料自給率向上のための優良農地の確保と集積を進めることで農業・農村の発展を図る取り組みを通じて、農業者・国民の期待に応えていくものであり、後押しとなるこの政策提案の実現に向け政府・国会の対応を望む決議です。

第3号議案は新・農地を生かし、担い手を応援する全国運動の推進に関する申し合わせ決議を行いました。改正農業委員会法の施行により、これまで以上に担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消対策、新規参入の促進について、活動と成果が求められています。地域の代表として農業・農村の健全な発展に寄与するため、平成26年度より28年度にかけて取り組んでいる農地を生かし、担い手を応援する全国運動を前倒しして改訂新たな組織運動を展開します。

第4号議案は情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議を行いました。全国農業新聞の新規申し込み者を確保し、農業委員数比5倍以上の部数達成を目指すことと、改正農業委員会法において新たに第37条情報の公表が設けられ、農業委員会活動の見える化の徹底が義務づけられました。

第5号議案は平成28年度全国農業委員会会長大会実行運動計画を決議し、本大会の提案決議事項を大会終了後、都道府県ごとに選出国會議員に陳情・また政府及び政党幹部に対しては代表要請を行いました。なお、本年は全国農業会議を代表して和歌山県農業会議が各党への要請活動を行い、自民党の二階総務会長と民進党の岸本衆議院議員に陳情しました。

最後に特別決議として、熊本・大分等地震への万全な対応を求める特別要請が行われました。農業者が経営再建を諦めることがないように、きめ細かい相談体制を早急に整備するとともに、農地・用水路等の復旧に向けた支援対策について、万全な対応を講ずるよう要請する決議です。

いずれの議案につきましても、原案どおり可決され、最後に提案・要請の実現に向けて一堂が団結して閉会しました。

また、これに先立ちまして、耕作放棄地発生防止・解消活動を実施している団体の表彰が行われました。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明ありましたが、僕も・・・いろいろと・・・全国から来てましたけども、いろいろと問題があるという

んで、これから協議していきたいと思います。国会議員さんへ陳情に向かい・・・いろんな意見出ましたけど、これから委員さんも選挙あるんでいろいろ要望してくれたら何とか言うてましたけど、わかりませんが、これからよろしくお願ひしますと言ってきました。そういうことですのでよろしいですかね、ありがとうございます。以上ですんで、一応きょうの議会は皆終わりました。全て終了いたしました。ほかに何か御意見御質問などございますか。はい、どうぞ。

事務局（門谷佳彦）

事務局より少しあります。パンフレットお配りしております。これ農林水産省より今回出されました。この4月より改正されました農業委員会法の概要が載っております。もう既に御存じだと思いますが、新たな農業委員会法としましては次の改正のときからいわゆる改選制度から選任制度に変わりますという項目が載っております。

それと農業委員会の事務局としては今まで農地法による権限が、事務が必須業務でございましたが、新たに担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消対策について、先ほどいろいろ述べておりました32条や36条やということの部分が法定業務として、農地法にも明記されたということがこの改正として載っております。

農業委員会の改正に関しましては29年度中に改正となります。その改正になりましたら、今回の新しい農業委員会法に基づく新たな組織となります。従来ですと選挙委員と選任委員というのがそれぞれいましたが、それがなくなり全て市町村長の選任となります。

その次に農業委員とは別に農地利用最適化推進委員というのを新たに設置します。

その次に大きく変わったのが、農業委員会の都道府県単位であります農業会議が農業一般社団法人農業会議ネットワーク機構というふうになります。従来この農業委員会農業会議というのは各市町村の農業委員会の会長が会員となって構成されておったものが、この法律の改正に伴い、各市町村長が賛助会員として会員となって新たに組織する会員となっております。

その旨が変わったものでございます。詳しいことは冊子をごらんになっていただきますようお願いいたします。

あと1点ですが、今月の21日22日にアライグマ特定外来生物防除法に基づくアライグマの安全防除講習というのを、富貴と高野山でそれぞれ実施する予定となっております。この講習を受講していただくとアライグマに限りですが、自分で箱わなを設置することができます。その防除講習を受講された方でアライグマを捕獲する目的がある方に限り、市町村でありますアライグマの捕獲おりを最大30日を限度にお貸しすることができます。

講習の参加については無料です。締め切りが17日までをお願いいたします。当日するのは簡単な2時間程度でございますが、概要の説明、

法律の説明、その後に実際に箱おり、箱わなを設置していただく実地をしていただく予定としております。・・・全員していただきまして人数が多い人は初心者の方を中心にお願いしようと思っております。また有効期間は2カ年としておりますので、以前に受講された方もこの7月をもって期間満了となる方は引き続き行う場合は必ず防除講習を受けていただきますようお願いいたします。防除講習を受けてない場合においてはアライグマの捕獲等できませんので御注意ください。すいませんがよろしく申し上げます。ただいまのところ更新の方がかなりおられる年なんです、ほとんどというか申請がなされておられないので、委員さんの名前もかなりあったんですが誰もいなかったときはきょう現在なかったと思うんで。

事務局（垣内宏樹）

富貴のほうには拳がってきてます。

事務局（門谷佳彦）

拳がってます。大丈夫ですね。高野山は22です。22の午前からかな。富貴が昼からします。富貴が児童館で昼からさせてもらって高野山は朝からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

井阪委員

1番、井阪です。
富貴21日やな。

事務局（門谷佳彦）

21日です。1時半から児童館でやっておりますので、お越しただければ。

久保委員

7番、久保です。
ちょっとアライグマについてお願いしたいと思います。3年前はちょうど・・・富貴集會場で催し物ありました。できたら今回も、富貴までだったらほとんど行く人おりません。だから講習・・・な感じで・・・ようけ免許証持っているわけ。だから今回富貴でやる場合はちょっとまた言うといってくださいと僕も言われたんで、今言わせてもらおうんですけどもできたら。

事務局（門谷佳彦）

わかりました。またその辺も含めて上筒香集會所ですかね。

久保委員

もうちょっと短こうして。

事務局（門谷佳彦）

それは今回も同じだけあるんですけど、余り僕の話長いこと聞いとって

皆飽きてくるんで、要点だけギュとやるつもりでありますのでどちらかと言っ
たらおりのかけ方とかその辺だけを事故があったらあかんの。

それはまた御意見として考えさせていただきたいと思いますので、すいま
せんがよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。ほかに何かないですか。

各委員 (「はい」の声あり)

議長 どうもありがとうございました。

事務局(岡田健司)

ありがとうございました。

*****午前11時51分 開会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なこ
とを証するため、ここに署名する。

平成28年6月24日

会 長 _____

署名委員 5 番 _____

署名委員 9 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。